

## 医政局長通知の主な改正内容について

### I 局長通知（本文）の主な改正内容

「医療計画について」（医政発 0331 第 57 号平成 29 年 3 月 31 日厚生労働省医政局長通知）

#### 【見直しの視点】

- ① 急性期から回復期、慢性期までを含めた一体的な医療提供体制の構築
- ② 疾病・事業横断的な医療提供体制の構築
- ③ 5 疾病・5 事業及び在宅医療に係る指標の見直し等による政策循環の仕組みの強化
- ④ 介護保険事業（支援）計画等の他の計画との整合性の確保

#### 【特記事項】

医療従事者確保、医療と介護の整合性確保について、国の検討会で継続検討中であり、今後、指針の見直しが想定される。

- 1 医療計画の作成について ※ 見直しなし。
- 2 医療連携体制について
  - ロコモ、フレイル等への対策の必要性を記載
  - 政策循環を強化するため全国共通の指標を導入 ※前回も同旨の記述あり。
  - 医療機関の連携の重要性について記載
  - ※ 5 疾病 5 事業等の範囲は変更なし（本県では、独自に「認知症」を追加している。）
- 3 医療従事者の確保等の記載事項について
  - 医療機器の安全管理（稼働状況、保守点検の報告等）を追加
- 4 基準病床数及び特定の病床等に係る特例等について
  - 高齢化により医療需要が大きく増える地域における基準病床の取扱い（毎年見直し）について記載
  - 地域医療連携推進法人に係る増床の特例について記載
- 5 既存病床数及び申請病床数について
  - ICU等の既存病床のカウント方法の変更について記載
- 6 医療計画の作成手順等について
  - 医療法に基づき、保険者協議会から意見を聴くことについて記載
  - 6 年ごと（在宅医療その他必要な事項は 3 年ごと）に計画の見直しを行うことについて記載
  - 地域医療構想に基づく在宅医療等の医療需要への対応に関し、新たな協議の場を設置し、医療・介護の整備目標の整合性を確保すべきことについて記載
- 7 医療計画の推進について
  - 医療提供施設の連携と役割分担について記載を追加
- 8 都道府県知事の勧告について
  - 法令改正で許可不要となったケースの適用除外について記載を追加
- 9 公的性格を有する病院又は診療所の開設等の規制について ※ 実質的な見直しなし。

## Ⅱ 局長通知（医療計画作成指針）の主な改正内容

はじめに

### 第1 医療計画作成の趣旨

- 従来の「急性心筋梗塞」を「心筋梗塞等の心血管疾患」に変更
- 施策等の評価に当たり、住民の健康状態等の「アウトカム」や地域の医療の質等の「プロセス」への「インパクト」（実際の影響）を重視すべきことを記載

### 第2 医療計画作成に当たっての一般的留意事項

#### 1 医療計画作成等に係る法定手続

- 医療法に基づき、保険者協議会から意見を聴くことについて記載

#### 2 記載事項 次の項目を新たに追加

- (9) 地域医療構想に関する事項
- (10) 病床の機能に関する情報の提供の推進に関する事項

#### 3 他計画等との関係

- 医療・介護の整合性について記載
- 整合性を確保すべき医療関連の他の計画等について、下線部のとおり追加・変更された。

- ① 健康増進法（平成 14 年法律第 103 号）に定める基本方針及び都道府県健康増進計画
- ② 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）に定める医療費適正化基本方針及び都道府県医療費適正化計画
- ③ がん対策基本法（平成 18 年法律第 98 号）に定めるがん対策推進基本計画及び都道府県がん対策推進計画
- ④ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律 123 号）に定める指針
- ⑤ 肝炎対策基本法（平成 21 年法律第 97 号）に定める肝炎対策基本指針
- ⑥ 難病の患者に対する医療等に関する法律（平成 26 年法律第 50 号）に定める基本方針
- ⑦ アレルギー疾患対策基本法（平成 26 年法律第 98 号）に定める基本指針
- ⑧ 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）に定める基本的な方針
- ⑨ 自殺対策基本法（平成 18 年法律第 85 号）に定める自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画
- ⑩ アルコール健康障害対策基本法（平成 25 年法律第 109 号）に定めるアルコール健康障害対策推進基本計画及び都道府県アルコール健康障害対策推進計画
- ⑪ 歯科口腔保健の推進に関する法律（平成 23 年法律第 95 号）に定める基本的事項
- ⑫ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）に定める基本指針及び都道府県障害福祉計画

#### 4 医療計画の作成体制の整備

#### 5 医療計画の名称等

#### 6 医療計画の期間

- 6 年ごと（在宅医療その他必要な事項は 3 年ごと）に計画の見直しを行うことについて記載

### 第3 医療計画の内容

#### 1 医療計画の基本的な考え方

#### 2 地域の現状

#### 3 5 疾病・5 事業及び在宅医療のそれぞれに係る医療連携体制

- 住民の健康状態、患者の状態、アウトカムの現状を記載するよう明記
- 従来の「必要となる医療機能」を、「アウトカム（成果）の達成に必要な医療機能」に修正
- 医療連携体制について記載する際、必要に応じて、新たに「訪問看護ステーション」についての記載を検討すべきことを記載
- 必要な施策の検討に当たっては、課題についての原因分析、施策の結果が課題にもたらす「インパクト」を踏まえるべきことを記載
- 病床連携及び病診連携の一層の推進及び診療情報共有等のための ICT の活用について記載
- 歯科医療機関や薬局の役割を地域包括ケア等を踏まえた内容に見直し
- 訪問看護ステーションの役割について新たに追加

#### 4 疾病の発生状況等に照らして都道府県知事が特に必要と認める医療

#### 5 医療従事者の確保

#### 6 医療の安全の確保

- 病院にあっては高度な医療機器医療機器の配置・稼働の確認と保守点検を含めた評価、診療所にあってはCT、MRI等の保守点検を含む医療安全の取組状況の定期報告を求めることを記載

#### 7 基準病床数

- 基準病床の都道府県間の調整は特に必要な場合にのみ可能とする旨を記載

#### 8 医療提供施設の整備の目標

- ▲ 医療機能調査の実施と整備目標の設定に関する記載が削除された。

#### 9 地域医療構想の取組 ※新たに追加

- 地域医療構想の策定等について地域医療構想策定ガイドラインを踏まえるべきことを記載

#### 10 その他医療を提供する体制の確保に関し必要な事項

- 新たに、アレルギー疾患対策、高齢化に伴い増加する疾患（ロコモ、フレイル、大腿骨頸部骨折及び誤嚥性肺炎）対策が追加された。
- 「医療に関する情報化」にICTを活用した情報共有への取組が追加された。

#### 11 施策の評価及び見直し

### 第4 医療計画作成の手順等

#### 1 医療計画作成手順の概要

- 「地域医療構想の策定及び病床機能の分化と連携の推進に関する施策の検討」が追加された。
- 保険者協議会からの意見聴取について追加された。
- ▲ 地域の現状分析等に係るデータの収集、住民の医療ニーズ等把握に関する記載が削除された。

#### 2 医療圏の設定方法

- 構想区域と二次医療圏を合致させるべきことについて記載

#### 3 基準病床数の算定方法

- 地域医療構想を踏まえた新たな算定方法に変更された。
- 精神病床についても、地域医療構想を踏まえ、かつ、平成32年の推計人口に基づく算定方法に変更された。
- 「基準病床の算定の特例」に、「病床の必要量」（いわゆる地域医療構想に基づく「必要病床数」）が既存病床数を大きく上回ると見込まれる場合の取扱いを記載

#### 4 病床数の必要量の算定方法 ※新たに追加

- 地域医療構想関係の通知を廃止・吸収したことに伴い記載

#### 5 5疾病・5事業及び在宅医療のそれぞれに係る医療連携体制構築の手順

- 従来の「必須指標」及び「推奨指標」を廃止し、「重点指標」（住民の健康状態やその改善に寄与するサービス等に関する指標）及び「参考指標」（その他独自調査等により入手可能な指標）として整理した。
- 参考とすべき統計情報等の例示に「NDB」、「DPCデータ」が追加された。

### 第5 医療計画の推進等

#### 1 医療計画の推進体制

#### 2 医療計画の推進状況の把握、評価及び再検討

### 第6 医療計画に係る報告等

略

### Ⅲ 課長通知の構成（疾病・事業及び在宅医療に係る医療体制について）

「疾病・事業及び在宅医療に係る医療体制について」

(医政地発0331第3号平成29年3月31日厚生労働省医政局地域医療計画課長通知)

通知本文

記

- 1 法的根拠
- 2 策定に当たっての留意点
- 3 本指針の位置付け及び構成

(別紙)

疾病・事業及び在宅医療に係る医療体制構築に係る指針

目次

- 第1 趣旨
- 第2 内容
- 第3 手順
- 第4 連携の推進等
- 第5 評価等

がんの医療体制構築に係る指針 (P10) 第1 がんの現状 第2 医療体制の構築に必要な事項 第3 構築の具体的な手順 脳卒中の医療体制構築に係る指針 (P18) 第1 脳卒中の現状 第2 医療体制の構築に必要な事項 第3 構築の具体的な手順 心筋梗塞等の心血管疾患の医療体制構築に係る指針 (P28) 第1 心筋梗塞等の心血管疾患の現状 第2 医療体制の構築に必要な事項 第3 構築の具体的な手順 糖尿病の医療体制構築に係る指針 (P38) 第1 糖尿病の現状 第2 医療体制の構築に必要な事項 第3 構築の具体的な手順 精神疾患の医療体制構築に係る指針 (P46) 第1 精神疾患の現状 第2 医療体制の構築に必要な事項 第3 構築の具体的な手順 救急医療の体制構築に係る指針 (P64) 第1 救急医療の現状 第2 医療体制の構築に必要な事項 第3 構築の具体的な手順	災害時における医療体制の構築に係る指針 (P78) 第1 災害医療の現状 第2 医療体制の構築に必要な事項 第3 構築の具体的な手順 へき地の医療体制構築に係る指針 (P89) 第1 へき地の医療の現状 第2 医療体制の構築に必要な事項 第3 構築の具体的な手順 周産期医療の体制構築に係る指針 (P98) 第1 周産期医療の現状 第2 医療体制の構築に必要な事項 第3 構築の具体的な手順 小児医療の体制構築に係る指針 (P116) 第1 小児医療の現状 第2 医療体制の構築に必要な事項 第3 構築の具体的な手順 在宅医療の体制構築に係る指針 (P127) 第1 在宅医療の現状 第2 医療体制の構築に必要な事項 第3 構築の具体的な手順
--	--

参考 疾病等ごとの指針の構成例

がんの医療体制構築に係る指針	救急医療の体制構築に係る指針
<p><b>第1 がんの現状</b></p> <p>1 がんの疫学</p> <p>2 がんの予防、がんの早期発見</p> <p>(1) がんの予防</p> <p>(2) がんの早期発見</p> <p><b>3 がんの医療</b></p> <p>(1) 診断</p> <p>(2) がん治療</p> <p>(3) 緩和ケア</p> <p>(4) リハビリテーション、定期的なフォローアップ、在宅療養</p> <p><b>第2 医療体制の構築に必要な事項</b></p> <p>1 目指すべき方向</p> <p>2 各医療機能と連携</p> <p>(1) がんを予防する機能【予防】</p> <p>① 目標</p> <p>② 関係者に求められる事項 (医療機関) (行政)</p> <p>(2) がん診療機能【治療】</p> <p>① 目標</p> <p>② 医療機関に求められる事項</p> <p>③ 医療機関の例</p> <p>(3) 在宅療養支援機能【療養支援】</p> <p>① 目標</p> <p>② 医療機関等に求められる事項</p> <p>③ 医療機関等の例</p> <p><b>第3 構築の具体的な手順</b></p> <p>1 現状の把握</p> <p>(1) 患者動向に関する情報</p> <p>(2) 医療資源・連携等に関する情報</p> <p>(3) 指標による現状把握</p> <p>2 圏域の設定</p> <p>3 連携の検討</p> <p>4 課題の抽出</p> <p>5 数値目標</p> <p>6 施策</p> <p>7 評価</p> <p>8 公表</p>	<p><b>第1 救急医療の現状</b></p> <p>1 救急医療をとりまく状況</p> <p>2 救急医療の提供体制</p> <p>略</p> <p><b>第2 医療体制の構築に必要な事項</b></p> <p>1 目指すべき方向</p> <p>2 各医療機能と連携</p> <p>(1) 病院前救護活動の機能【救護】</p> <p>① 目標</p> <p>② 関係者に求められる事項 ア 住民等 イ 消防機関の救急救命士等 ウ メディカルコントロール協議会</p> <p>(2) 救命救急医療機関（第三次救急医療）の機能【救命医療】</p> <p>① 目標</p> <p>② 医療機関に求められる事項</p> <p>(3) 入院を要する救急医療を担う医療機関（第二次救急医療）の機能【入院救急医療】</p> <p>① 目標</p> <p>② 医療機関に求められる事項</p> <p>③ 医療機関の例</p> <p>(4) 初期救急医療を担う医療機関の機能【初期救急医療】</p> <p>① 目標</p> <p>② 医療機関に求められる事項</p> <p>③ 医療機関の例</p> <p>(5) 救命救急医療機関等からの転院を受け入れる機能【救命後の医療】</p> <p>① 目標</p> <p>② 医療機関に求められる事項</p> <p>③ 医療機関等の例</p> <p><b>第3 構築の具体的な手順</b></p> <p>1 現状の把握</p> <p>2 圏域の設定</p> <p>3 連携の検討</p> <p>4 課題の抽出</p> <p>5 数値目標</p> <p>6 施策</p> <p>7 評価</p> <p>8 公表</p>